

一般社団法人日本体力医学会
名誉会員待遇内規

令和 5 年 8 月 25 日制定

(年会費)

第 1 条 名誉会員は年会費の納入は免除される。

(機関誌)

第 2 条 名誉会員は、学術講演会及び機関誌に業績を発表でき、また、機関誌等の頒布を受けることができる。

(年次学術講演会)

第 3 条 名誉会員は、年次学術講演会の参加費は免除される。

(名誉会員の継続)

第 4 条 名誉会員は、特別の事由のない限り、その名をこの法人の記録に永世留める。

付則

本内規は、令和 5 年 8 月 25 日から施行する。